

名古屋市公報

平成18年 5月10日号

第656号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
○ 名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (市経・消費流通課) (第52号)	7
規 則	
○ 名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部 の施行期日を定める規則 (市経・消費流通課) (第112号)	10
○ 名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則 (市経・消費流通課) (第113号)	12
○ 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部の施行期日 を定める規則 (市経・地域振興課) (第114号)	15
○ 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則の一部を 改正する規則 (市経・地域振興課) (第115号)	16
○ 名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例の一部の施行期 日を定める規則 (市経・地域商業課) (第116号)	22
告 示	
○ 名古屋市農業センター臨時開所 (緑土・農業センター) (第208号)	23
○ 指定事業者の変更について (環境・環境影響評価室) (第209号)	24
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第210号)	25
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨 時開所について (緑土・農政課) (第211号)	26
○ 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第212号)	27
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第213号)	28
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第214号)	31
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第215号)	34
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第216号)	37
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第217号)	40
○ 体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について (教育・スポーツ振興課) (第218号)	43

○ 名古屋市緑化センターの臨時開館について	(緑土・緑化推進課)	(第219号)	46
○ 市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第220号)	47
○ 定期報告書に添付する定期調査票等を定める件	(住都・監察課)	(第221号)	54
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第222号)	55
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第223号)	56
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第224号)	57
○ 生活保護法による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第225号)	59
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第226号)	60
○ 生活保護法による指定介護機関の指定	(健福・保護課)	(第227号)	61
○ 駐車を有料公園施設として供用する期間について	(緑土・緑地管理課)	(第228号)	65
○ 路上禁煙地区の変更に関する告示	(環境・作業課)	(第229号)	66

監 査 委 員 告 示

○ 地方自治法による外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間	(第1号)	68
--	-------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域についての一部改正	(第7号)	69
--	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局身分証明書規程の一部改正	(第19号)	70
-------------------------	--------	----

交 通 局 告 示

○ なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第7号)	74
○ 乗合自動車の臨時運行系統の新設及び停留所の新設等について	(第8号)	77

公 告

○ 環境影響評価法に基づく名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の説明会の開催	(住都・都市計画課)	79
○ 平成18年度名古屋市職員第 1回採用試験(大学卒程度)公告	(人事・任用課)	81
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・調査課)	94
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・調査課)	95
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・調査課)	96

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告		97
	(上下水・調査課)	
<hr/>		
	雑	報
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	98
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	99
<hr/>		
	正	誤
○ 平成18年 4月 5日付名古屋市公報第 652号中の訂正について		100
<hr/>		

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第52号）
 - 1 改正内容
 - (1) 中央卸売市場の高畑市場から南部市場への移転に伴い、規定の整備を行います。（第2条から第6条、第8条、第17条及び別表第3関係）
 - (2) 会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い、規定の整理を行います。（第22条、第24条及び第25条関係）
 - (3) 市場施設の使用料の額を改定します。（別表第3関係）
 - 2 施行期日
 - 別に規則で定める日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第112号）
 - 1 内容
 - 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年名古屋市中心条例第52号）中会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴う改正規定等の施行期日を平成18年5月1日と、市場施設の使用料の額の改定に関する改正規定（一部の改正規定を除きます。）の施行期日を平成18年6月1日と定めるものです。
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。

- 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則（第113号）
 - 1 改正内容

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い、規定の整理を行います。
（第10条、第12条、第14条、第18条、第21条及び第65条関係）
- (2) 中央卸売市場の高畑市場から南部市場への移転に伴い、規定の整備を行います。
（第11条、第61条の5、別表第1及び別表第4関係）
- (3) 市場施設の使用料の額を改定します。（別表第4関係）
- (4) その他規定の整理を行います。（第61条の5及び附則関係）

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。（第61条の5第2項関係）
- (2) 平成18年5月1日から施行します。（第10条、第12条、第14条、第18条、第21条及び第65条第4号関係）
- (3) 平成18年6月1日から施行します。（別表第4 1本場及び北部市場の表及び附則関係）
- (4) 別に規則で定める日から施行します。（第11条、第61条の5第1項、第65条第1号、別表第1及び別表第4 2高畑市場の表関係）

- 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部の施行期日を定める規則
（第114号）

1 内容

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）第12条の施行期日を平成18年7月1日と定めるものです。

- 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則の一部を改正する規則
（第115号）

1 改正内容

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）第8条第3項の規定に違反して、路上禁煙地区内の道路上で喫煙した者に対して徴収する過料の額及び過料の処分を受ける者に対する告知の方法等の手続について定めます。

2 施行期日

平成18年7月1日から施行します。

○ 名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 116 号）

1 内容

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例（平成18年名古屋市条例第44号）中第3条の改正規定の施行期日を平成18年5月1日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 4 月 28 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市条例第52号

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

名古屋市中央卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「名古屋市中央卸売市場高畑市場」を「名古屋市中央卸売市場南部市場」に、「名古屋市中川区上高畑一丁目 202 番地」を「名古屋市港区船見町 1 番地の39」に、「12,142平方メートル」を「60,721平方メートル」に改める。

第3条第1項中「名古屋市中央卸売市場高畑市場」を「名古屋市中央卸売市場南部市場」に、「高畑市場」を「南部市場」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

中央卸売市場は、市場ごとに、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

本場及び北部市場 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第 178 号) に規定する休日並びに 1 月 2 日から
同月 4 日まで及び 12 月 31 日

南 部 市 場 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定す
る休日並びに 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日
から同月 31 日まで

第 5 条第 1 項、第 6 条、第 8 条第 1 項及び第 17 条第 2 項中「高畑市場」を
「南部市場」に改める。

第 22 条の見出し中「営業」を「事業等」に改め、同条第 1 項中「営業」を
「事業又は営業」に改める。

第 24 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 4 号中「資本」を
「資本金」に改める。

第 25 条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

別表第 3 卸売業者売場使用料の項中「326 円」を「335 円」に、「1,662
円」を「1,711 円」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項及び関連事業者売
場使用料の項中「1,407 円」を「1,449 円」に改め、同表冷蔵庫使用料の項
中「2,140 円」を「2,910 円」に改め、同表事務所使用料の項中「1,687
円」を「1,737 円」に改め、同表中

「

倉庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 836 円
-------	-----------------------

」を

「

倉庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 861 円
仕分室使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,711 円
部分肉加工施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 2,750 円

」に

改め、同表駐車場使用料の項中「428 円」を「440 円」に改め、同表土地使用
料の項中「326 円」を「335 円」に改め、同表福利厚生施設使用料の項中
「703 円」を「724 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項の規定による登録を受けて名古屋市中央卸売市場高畑市場（以下「高畑市場」という。）食肉部のせり人となっている者は、この条例による改正後の名古屋市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第12条第1項の規定による登録を受けた名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）食肉部のせり人とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定による承認を受けて高畑市場食肉部の売買参加者となっている者は、新条例第26条第1項の規定による承認を受けた南部市場食肉部の売買参加者とみなす。
- 4 新条例の規定に基づく南部市場食肉部のせり人の登録及び売買参加者の承認並びに南部市場の関連事業者の許可並びに施設の使用の指定及び許可のために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 4 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 112 号

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年名古屋市中心卸売市場業務条例第52号）中第22条、第24条及び第25条の改正規定並びに附則第4項の規定の施行期日は平成18年5月1日とし、別表第3の改正規定（同表冷蔵庫使用料の項中「2,140円」を「2,910円」に改める部分及び同表中

「

倉庫使用料	1平方メートルにつき1月836円
-------	------------------

」を

「

倉庫使用料	1平方メートルにつき1月861円
仕分室使用料	1平方メートルにつき1月1,711円
部分肉加工施設使用料	1平方メートルにつき1月2,750円

」に

改める部分（倉庫使用料の項に係る部分を除く。）を除く。）の施行期日は平成18年6月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 4 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 113 号

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号オ中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第11条第 1 項中「高畑市場」を「南部市場」に改める。

第12条の見出し中「営業」を「事業等」に改め、同条第 1 号中「営業」を「事業又は営業」に改める。

第14条（見出しを含む。）、第18条第 1 号オ及び第21条第 1 号オ中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第61条の 5 第 1 項の表中

高畑市場食肉部 取引部会	高畑市場食肉部
-----------------	---------

を

「

南部市場食肉部 取引部会	南部市場食肉部
-----------------	---------

」に改め、同条第2項中「置くものとす

る」を「置くことができる」に改める。

第65条第1号中「休日に」を「同条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に」に改め、同条第4号中「営業」を「事業又は営業」に、「又は分割」を「若しくは分割」に改める。

別表第1中「

高畑市場

」を「

南部市場

」に改める。

別表第4 1 本場及び北部市場の表卸売業者売場使用料の項中「326円」を「335円」に、「174円」を「179円」に、「1,662円」を「1,711円」に、「1,070円」を「1,102円」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項及び関連事業者売場使用料Aの項中「1,407円」を「1,449円」に、「867円」を「893円」に改め、同表関連事業者売場使用料Bの項中「326円」を「335円」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「1,203円」を「1,239円」に改め、同表事務所使用料の項中「1,610円」を「1,658円」に、「724円」を「745円」に、「1,687円」を「1,737円」に改め、同表倉庫使用料の項中「836円」を「861円」に、「438円」を「451円」に改め、同表駐車場使用料の項中「428円」を「440円」に改め、同表土地使用料の項中「326円」を「335円」に、「235円」を「242円」に改め、同表福利厚生施設使用料の項中「703円」を「724円」に改める。

別表第4 2 高畑市場の表を次のように改める。

2 南部市場

種 別	使 用 料
卸売業者売場使用料	卸売金額の1,000分の2
	1平方メートルにつき1月335円
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき1月1,449円
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき1月2,910円
事務所使用料	1平方メートルにつき1月1,658円

仕分室使用料	甲種 1平方メートルにつき1月1,711円 乙種 1平方メートルにつき1月1,102円
部分肉加工施設使用料	甲種 1平方メートルにつき1月2,750円 乙種 1平方メートルにつき1月1,300円 丙種 1平方メートルにつき1月1,640円
駐車場使用料	1平方メートルにつき1月440円
備考	甲種、乙種及び丙種の区分については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条、第12条、第14条、第18条及び第21条の改正規定並びに第65条第4号の改正規定（「営業」を「事業又は営業」に改める部分に限る。）は平成18年5月1日から、別表第4 1本場及び北部市場の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は平成18年6月1日から、第11条、第61条の5第1項、第65条第1号、別表第1及び別表第4 2高畑市場の表の改正規定は別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則別表4 1本場及び北部市場の表の規定にかかわらず、名古屋市中央卸売市場北部市場の売買参加者に係る駐車場使用料の額は、当分の間、1平方メートルにつき1月61円とする。
(名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則（平成14年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。
附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 5 月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 114 号

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部の施行期日を定める規則

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）中第12条の施行期日は、平成18年 7 月 1 日とする。

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5 月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 115 号

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則の一部を改正する規則

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則（平成17年名古屋市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「解除」の次に「並びに過料の処分」を加え、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（過料）

第 8 条 条例第12条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

- 2 条例第12条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（第 4 号様式）を交付するものとする。
- 3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（第 5 号様式）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
- 4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書（第 6

号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3号様式の次に次の3様式を加える。

第 年 月 日 号

過料処分決定通知書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県

名古屋市長



あなたは下記のとおり路上禁煙地区内の道路上で喫煙しました。
よって、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第12条の規定により、
金2,000円の過料に処します。

記

違 反 の	年	月	日	午前・午後	時	分頃
日 時 場 所	名古屋市	区				

現金又は納付書により、お支払いください。

- 教示 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日（異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 年 月 日 号

告知・弁明書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

名古屋市長



あなたは下記のとおり路上禁煙地区内の道路上で喫煙しました。
 これは、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第 8 条第 3 項の規定に違反し、同条例第 12 条の規定により金 2,000 円の過料処分の対象となります。

記

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。

以上、相違ありません。

署 名	
-----	--

(参考) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 (抜すい)
 (路上禁煙地区)
 第 8 条第 3 項 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。
 (過料)
 第 12 条 第 8 条第 3 項の規定に違反して路上禁煙地区内の道路上で喫煙した者は、2 万円以下の過料に処する。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 6 号様式 (第 8 条)

(表)

第 号	
安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則 第 8 条第 4 項の規定による身分証明書	
写真	氏 名
	生年月日
年 月 日発行	
名古屋市長	
	印

(裏)

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則 (抜すい)

(過料)

第 8 条 条例第 12 条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 条例第 12 条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書 (第 4 号様式) を交付するものとする。

3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書 (第 5 号様式) の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書 (第 6 号様式) を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 備考 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成18年 5 月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第116号

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例（平成18年名古屋市条例第44号）
中第3条の改正規定の施行期日は、平成18年5月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 208号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条第 3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成18年 4月24日

名古屋市長 松 原 武 久

臨時に開所する日 平成18年 5月 1日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 209号

指定事業者の変更について

名古屋市環境影響評価指導要綱を廃止する要綱（平成11年名古屋市告示第208号）附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧名古屋市環境影響評価指導要綱（昭和54年名古屋市告示第47号）第20第1項の規定に基づき、名古屋市立大学病院改築工事について指定事業者の変更の届出がありましたので、同第2項の規定により次のとおり告示します。

平成18年 4月24日

名古屋市長 松原武久

- 1 届出年月日
平成18年 4月17日
- 2 変更前の指定事業者の名称、代表者の氏名及び住所
名古屋市
名古屋市長 松原武久
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 3 変更後の指定事業者の名称、代表者の氏名及び住所
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 西野仁雄
名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番地
- 4 指定事業の名称及び実施場所
名古屋市立大学病院改築工事
名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番 1外
- 5 変更年月日
平成18年 4月 1日
- 6 変更理由
名古屋市立大学の独立行政法人化に伴う設置者の変更

名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第210号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

平成18年4月24日

名古屋市長 松原武久

1 建築協定の名称

みどりヶ丘南地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝1丁目331番 外

3 縦覧期間

平成18年4月24日から平成18年5月24日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分より午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 211号

名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開
所について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則(昭和55年名古屋市規則第59号)
第 3条第 3項の規定に基づき、次のとおり休所日を臨時に開所します。また、
名古屋市農業文化園条例施行細則(平成元年名古屋市規則第22号)第 3条第 2
項の規定に基づき、次のとおり休園日を臨時に開園します。

平成18年 4月25日

名古屋市長 松 原 武 久

1 臨時に開所及び開園する施設

東谷山フルーツパークの「世界の熱帯果樹温室」
農業文化園の「農業科学館展示室」及び「フラワーセンター」

2 期日

平成18年 5月 1日(月曜日)

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第212号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成18年4月25日

名古屋市長 松原武久

1 建築協定地区の名称

極楽大針地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区極楽三丁目336番2	平成18年2月22日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第213号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16
財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団
理事長 大野 重忠

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第1項及び第3項に規定する使用料
名古屋市露橋スポーツセンター	
名古屋市枇杷島スポーツセンター	
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	

名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料
名古屋市港サッカー場	名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市武豊野外活動センター	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第1項に規定する使用料
名古屋市香流橋プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第1条の2及び第3条に規定する使用料
名古屋市南陽プール	
名古屋市富田北プール	
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第3条に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称等	収納を委託した使用料
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市体育館条例第3条第1項に規

名古屋市昭和スポーツセンター	定する使用料（会議室に係るもの及び個人使用に係るものを除く。）
名古屋市上社レクリエーションルーム	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例第3条第1項に規定する使用料
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例第3条第1項に規定する使用料（少年野球場、庭球場及び競技場に係るものに限る。）
教育委員会の所管する学校の施設	名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）第6条第2項に規定する使用料（スポーツ開放に係るものに限る。）

4 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第214号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

名古屋市名東区大針三丁目334番地

株式会社 J P N

代表取締役社長 濱田 卓兒

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第1項及び第3項に規定する使用料
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第1項に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称	収納を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例第3条第1項に規定する使用料（会議室に係るもの及び個人使用に係るものを除く。）
名古屋市露橋スポーツセンター	
名古屋市枇杷島スポーツセンター	
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	
名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市昭和スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第1項に規定する使用料（トレーニングサウナ室に係るものを除く。）
名古屋市上社レクリエーションルーム	
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料（田辺陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート（会議室を除く。）に係るものに限る。）
名古屋市武豊野外活動センター	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例第3条第1項に規定する使用料（キャンプ施設に係るもの

	を除く。)
名古屋市南陽プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条に規定する使用料（軽運動室及び体育室に係るものに限る。）
名古屋市富田北プール	
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第3条に規定する使用料

4 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第215号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

愛知県春日井市六軒屋町西三丁目10番地16

愛知スイミング・コスモ管理システム共同事業体

代表者 鈴木 綱次

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市昭和スポーツセンター	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第1項及び第3項に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称	収納を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例第3条第1項に規定する使用料（会議室に係るもの及び
名古屋市露橋スポーツセンター	

名古屋市枇杷島スポーツセンター	個人使用に係るものを除く。)
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市中村スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	
名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第1項に規定する使用料（トレーニングサウナ室に係るものを除く。）
名古屋市上社レクリエーションルーム	
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料（田辺陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート（会議室を除く。）に係るものに限る。）
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第1項に規定する使用料（少年野球場、庭球場、競技場及び野球場に係るものに限る。）
名古屋市武豊野外活動センター	
名古屋市南陽プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条に規定する使用

名古屋市富田北プール	料（軽運動室及び体育室に係るものに限る。）
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第3条に規定する使用料

4 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第216号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

名古屋市中区栄一丁目16番6号
シンコースポーツ株式会社名古屋支店
支店長 久保田 俊樹

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市鳴海プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第1条の2及び第3条に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称	収納を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第3条第1項に規定す
名古屋市露橋スポーツセンター	

名古屋市枇杷島スポーツセンター	る使用料（会議室に係るもの及び個人使用に係るものを除く。）
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市中村スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	
名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市昭和スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第1項に規定する使用料（トレーニングサウナ室に係るものを除く。）
名古屋市上社レクリエーションルーム	
名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料（田辺陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート（会議室を除く。）に係るものに限る。）
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第3条第1項に規定する使用料（少年野球場、庭球場、競技場及び野球場に係るものに限る。）
名古屋市武豊野外活動センター	

名古屋市南陽プール	名古屋市プール条例第3条に規定する 使用料（軽運動室及び体育室に係るも のに限る。）
名古屋市富田北プール	
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名 古屋市条例第5号）第3条に規定する 使用料

4 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第217号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

名古屋市中区栄三丁目18番1号
財団法人名古屋市文化振興事業団
理事長 競和巳

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市上社レクリエーションルーム	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第3条第1項及び第3項に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称	収納を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋

名古屋市露橋スポーツセンター	市条例第54号) 第3条第1項に規定する使用料(会議室に係るもの及び個人使用に係るものを除く。)
名古屋市枇杷島スポーツセンター	
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市中村スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	
名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市昭和スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例第3条第1項に規定する使用料(トレーニングサウナ室に係るものを除く。)
名古屋市瑞穂運動場条例(昭和59年名古屋市条例第24号)第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料(田辺陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート(会議室を除く。))に係るものに限る。)
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例(昭和60年名古屋市条例第29号)第3条第1項に規定する使用料(少年野球場、庭球場、競技場及び野球場に係るものに限る。)
名古屋市武豊野外活動センター	

名古屋市南陽プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第3条に規定する使用料（軽運動室及び体育室に係るものに限る。）
名古屋市富田北プール	
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）第3条に規定する使用料

4 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第218号

体育施設等の使用料の徴収事務及び収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）及び収納事務を委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月26日

名古屋市長 松原武久

1 委託した相手方

東京都千代田区丸の内一丁目4番2号

三幸・タイガー総業・建光社・スポーツマックス共同事業体

三幸株式会社 名古屋支店

支店長 佐々木 孝一

2 徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市山田西プール	名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第1条の2第1項及び第3条に規定する使用料

3 収納を委託した使用料

施設の名称	収納を委託した使用料
名古屋市体育館	名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋

名古屋市露橋スポーツセンター	市条例第54号) 第3条第1項に規定する使用料(会議室に係るもの及び個人使用に係るものを除く。)
名古屋市枇杷島スポーツセンター	
名古屋市稲永スポーツセンター	
名古屋市天白スポーツセンター	
名古屋市緑スポーツセンター	
名古屋市北スポーツセンター	
名古屋市中村スポーツセンター	
名古屋市名東スポーツセンター	
名古屋市千種スポーツセンター	
名古屋市中スポーツセンター	
名古屋市東スポーツセンター	
名古屋市昭和スポーツセンター	
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市スポーツトレーニングセンター条例(昭和58年名古屋市条例第14号) 第3条第1項に規定する使用料(トレーニングサウナ室に係るものを除く。)
名古屋市上社レクリエーションルーム	
名古屋市瑞穂運動場条例(昭和59年名古屋市条例第24号) 第1条第1項に規定する瑞穂運動場	名古屋市瑞穂運動場条例第4条第1項に規定する使用料(田辺陸上競技場、弓道場、アーチェリー場及びテニスコート(会議室を除く。))に係るものに限る。)
名古屋市志段味スポーツランド	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例(昭和60年名古屋市条例第29号) 第3条第1項に規定する使用料(少年野球場、庭球場、競技場及び野球場に係るものに限る。)
名古屋市武豊野外活動センター	

名古屋市南陽プール	名古屋市プール条例第3条に規定する 使用料（軽運動室及び体育室に係るもの に限る。）
名古屋市富田北プール	
名古屋市名城庭球場	名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名 古屋市条例第5号）第3条に規定する 使用料

3 委託開始期日

平成18年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市告示第 219号

名古屋市緑化センターの臨時開館について

名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休館日を臨時に開館します。

平成18年 4月27日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 臨時に開館する施設
名古屋市緑化センター

- 2 期日
平成18年 5月 1日（月曜日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑化推進課

名古屋市告示第 220号

市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の
抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項及び名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第 46号。以下「定住条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅及び定住促進住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、市営住宅においては、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、住宅条例第 8条第 2項の規定により、定住促進住宅においては、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、定住条例第 7条第 1項の規定により、それぞれ入居者決定の抽せんを行います。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成18年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所・区役所支所、名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所並びに住まいの窓口

(2) 日時

ア 区役所・区役所支所

平成18年 5月19日（金）から 5月31日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月20日（土）、21日（日）、27日（土）、28日（日）を除きます。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成18年 5月19日（金）から 5月31日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日は午後 7時）まで。ただし、同月20日（土）、21日（日）、27日（土）、28日（日）を除きます。

ウ 住まいの窓口

平成18年 5月19日（金）から 5月31日（水）までの午前10時から午後 7時まで。ただし、同月24日（水）、25日（木）を除きます。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成18年 5月22日（月）から 5月31日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とします。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成18年 6月20日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 176戸

新築住宅 37戸

(2) 改良住宅

空家住宅 6戸

6 その他

申込者数が公募戸数に達しない場合、仮当せん者の入居資格が不適格と認められた場合及び仮当せん者が入居を辞退した場合は、住宅困窮者特別申込登録者を対象として、当該住宅の募集を行います。

第 2 市営住宅・大家族及び多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子 3人を含む 4人の世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 8戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 3 市営住宅・婚約者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、現に婚約中で、かつ、平成18

年11月30日までに全員で入居できる者

- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 15戸
- 6 その他
第 1の一般向けと同じ。

第 4 市営住宅・単身者向け

- 1 申込みの資格
第 1の一般向けの資格のうち (1)、(3)、(4)及び (5)の資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除きます。
 - (1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む）
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までの者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までの者
 - (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度 1度から 4度までの者
 - (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の者
 - (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）

第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(7) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(8) 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して 5年を経過していない者

(9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条の規定によるハンセン病療養所入所者等

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当する者

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しない者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 36戸

新築住宅 17戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成12年度第 1回一般募集から平成17年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
- (3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成12年度第 1回一般募集から平成17年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること。
- (3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 7 定住促進住宅

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (2)、(4)及び (5)の資格を有し、かつ、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）第 5条に規定する基準の収入があつて、独立の生計を営み、定住条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

空家住宅 24戸

6 その他

申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とします。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第221号

定期報告書に添付する定期調査票等を定める件

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号。以下「細則」という。）第8条及び第9条に規定する特定行政庁が別に定める定期調査票等を次のように定めます。

平成18年5月1日

名古屋市長 松原武久

- 1 細則第8条第1号の特定行政庁が別に定める定期調査票の様式は、別記第1号様式とする。
- 2 細則第9条第1号アの特定行政庁が別に定める昇降機定期検査成績票の様式は、別記第2号様式とする。
- 3 細則第9条第1号イの特定行政庁が別に定める昇降機定期検査票の様式は、別記第3号様式とする。
- 4 細則第9条第2号アの特定行政庁が別に定める建築設備等定期検査票の様式は、別記第4号様式とする。

附 則

- 1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 平成16年名古屋市告示第159号（定期報告書に添付する定期調査票等を定める件）は、廃止する。

名古屋市住宅都市局建築指導部監察課

名古屋市告示第 222号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
株式会社三和	名古屋市北区光音寺町 1丁目 102番地	平成18年 2月28日
稲西ケアセンター	名古屋市中村区稲葉地町 6丁目76番地	平成18年 3月31日
訪問介護エミサン守山東	名古屋市守山区元郷一丁目 701番地	平成18年 12月12日

2 通所介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
デイサービスセンター松岡健遊館城北店	名古屋市西区城北町 2丁目94番地の 1	平成17年 12月31日
デイサービスセンター松岡大正庵	名古屋市中村区日吉町13番地	平成17年 12月31日

3 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	廃止年月日
株式会社三和	名古屋市北区光音寺町 1丁目 102番地	平成18年 2月28日

4 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	廃止年月日
サンワセイフティ	名古屋市北区光音寺町 1丁目 102番地	平成18年 2月28日
稲西ケアセンター	名古屋市中村区稲葉地町 6丁目76番地	平成18年 3月31日
アサ居宅介護支援事業所	名古屋市瑞穂区川澄町 2丁目13番地	平成18年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 223号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松原武久

医療機関等名	所在地	廃止年月日
今池医院	名古屋市千種区今池四丁目16番27号	平成18年 3月31日
医療法人近藤内科	名古屋市瑞穂区薩摩町 1丁目55番地	平成16年 4月30日
穂波クリニック	名古屋市瑞穂区苗代町28番 5号	平成18年 1月18日
田部歯科クリニック	名古屋市昭和区阿由知通 3丁目 8番地	平成18年 4月 1日
奥田薬局	名古屋市南区汐田町11番22号	平成11年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 224号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松原武久

医療機関名	所在地	指定年月日
さわの眼科	名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号	平成18年 3月24日
医療法人近藤内科	名古屋市瑞穂区薩摩町 1丁目58番地	平成16年 5月 1日
穂波クリニック	名古屋市瑞穂区苗代町28番 5号	平成18年 1月19日
杉浦歯科医院	名古屋市中村区名駅四丁目17番19号	平成18年 2月 1日
まつい歯科	名古屋市中村区沖田町 387番地	平成18年 2月 1日
International Dental Clinic	名古屋市中区大須二丁目 2番12号	平成18年 1月 1日
近藤歯科	名古屋市守山区小幡太田16番22号	平成18年 2月 1日
歯科ナチュラル	名古屋市天白区元植田三丁目1505番地	平成18年 3月 1日
白壁調剤薬局	名古屋市東区白壁三丁目 1番28号	平成18年 3月 3日
ジャスコナゴヤドーム前店薬局	名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号	平成18年 3月24日

奥田薬局	名古屋市南区汐田町11番22号	平成11年11月 1日
青りんご調剤薬局	名古屋市南区駈上二丁目 7番 5号	平成17年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 225号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介 護 機 関 名	新	けあらーず中村指定訪問介護事業所
	旧	けあらーず指定訪問介護事業所
所 在 地	名古屋市中村区太閤二丁目12番15号	
変 更 年 月 日	平成18年 4月 1日	

2 通所介護

介 護 機 関 名	新	けあらーず北指定通所介護事業所
	旧	けあらーず指定通所介護事業所
所 在 地	名古屋市北区大曾根一丁目26番23号	
変 更 年 月 日	平成18年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 226号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	平針医院	
所 在 地	名古屋市天白区天白町大字平針字向之山 4番地の 2	
変 更 項 事	新	天白町大字平針字向之山 4番地の 2
	旧	平針南二丁目1411番地
変 更 年 月 日	平成17年10月11日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 227号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
サンワセイフティ	名古屋市北区光音寺町 1丁目 102 番地	平成18年 3月 1日
稲西ケアセンター	名古屋市中村区岩上町35番地	平成18年 4月 1日
おたすけ家族	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目40 番地	平成18年 3月 1日
訪問介護ココロ守山	名古屋市守山区白山四丁目1204 番地	平成17年 12月12日

2 介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
やさしい手平安通訪問介護事業所	名古屋市北区平安通 1丁目 5番 地	平成18年 4月 1日
けあらーず中村指定訪問介護事業所	名古屋市中村区太閤二丁目12番 15号	平成18年 4月 1日

3 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
ナースコール在宅センター訪問サービス雅	名古屋市瑞穂区堀田通 8丁目 7 番地	平成18年 3月16日

4 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
白壁調剤薬局	名古屋市東区白壁三丁目 1番28号	平成18年 3月 3日

5 通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
デイサロンのどか	名古屋市千種区宮根台一丁目 4番29号	平成18年 3月 2日
デイサービス暁音	名古屋市北区丸新町35番地	平成18年 3月 1日
デイサービスセンター松岡健遊館城北店	名古屋市西區城北町 2丁目94番地の 1	平成18年 1月 1日
デイサービスセンター松岡健遊館本店	名古屋市中村区日吉町13番地	平成18年 1月 1日
ケアパートナー本陣	名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号	平成18年 3月 16日

6 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
けあらーず北指定通所介護事業所	名古屋市北区大曾根一丁目26番地23号	平成18年 4月 1日
デイサービス暁音	名古屋市北区丸新町35番地	平成18年 4月 1日
けあらーず中村指定通所介護事業所	名古屋市中村区太閤二丁目12番15号	平成18年 4月 1日
丸八デイサービス日吉	名古屋市中村区日ノ宮町 1丁目 61番地の 1	平成18年 4月 1日
けあらーず中村公園指定通所介護事業所	名古屋市中村区砂田町 1丁目26番地	平成18年 4月 1日
アミカデイサービスセンターみずほ	名古屋市瑞穂区大喜町 6丁目24番地	平成18年 4月 1日
けあらーず守山指定通所介護事業所	名古屋市守山区大字中志段味字 湿ヶ 2015番地	平成18年 4月 1日

7 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
サンワセイフティ	名古屋市北区光音寺町 1丁目 102番地	平成18年 3月 1日

8 認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
丸八デイサービス千成	名古屋市中村区千成通 2丁目47番地の 1	平成18年 4月 1日
アミカデイサービスセンターみずほ	名古屋市瑞穂区大喜町 6丁目24番地	平成18年 4月 1日

9 介護予防認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
丸八デイサービス千成	名古屋市中村区千成通 2丁目47番地の 1	平成18年 4月 1日

10 認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームあさひ名北	名古屋市中川区安井一丁目26番14号	平成18年 3月 1日
グループホーム円頓寺北館	名古屋市中川区菊井一丁目 2番 4号	平成18年 3月16日
グループホームえがお	名古屋市中川区貴生町 107番地の 5	平成18年 3月16日
グループホーム名古屋一色の家	名古屋市中川区一色新町二丁目2001番地	平成18年 3月 1日
グループホームケアネットホーム尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	平成18年 3月19日
グループホームやすらぎの里中野新町	名古屋市中川区中野新町 3丁目51番地	平成18年 3月16日

11 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
丸八グループホーム日吉	名古屋市中村区日ノ宮町 1丁目61番地の 1	平成18年 4月 1日

12 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	指定年月日
サンワセイフティナー	名古屋市中川区光音寺町 1丁目102番地	平成18年 3月 1日
ケアプランセンターてとろ	名古屋市中川区大曾根一丁目26番23号	平成18年 2月16日

稲西ケアセンター	名古屋市中村区岩上町35番地	平成18年 4月 1日
そうけん居宅介護支援事業所	名古屋市中村区横井一丁目 112番地	平成18年 3月 1日
ケアパートナー本陣	名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号	平成18年 3月16日
おたすけ家族	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目40番地	平成18年 3月 1日
医療法人一色診療所居宅介護支援事業所	名古屋市中川区下之一色町字波花93番地	平成18年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 228号

駐車を有料公園施設として供用する期間について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）別表第 1の
規定により、駐車場（戸田川緑地）を有料公園施設として供用する期間は次の
とおりとします。

平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

有料公園施設として供用する期間

- (1) 平成18年 5月 3日（水）から平成18年 5月 5日（金）まで
- (2) 平成18年10月 7日（土）から平成18年10月 9日（月）まで
- (3) 平成18年11月18日（土）から平成18年11月19日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 229号

路上禁煙地区の変更に関する告示

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）
第 8条第 1項に規定する路上禁煙地区を次のとおり変更しますので、同条第 5
項の規定により告示します。

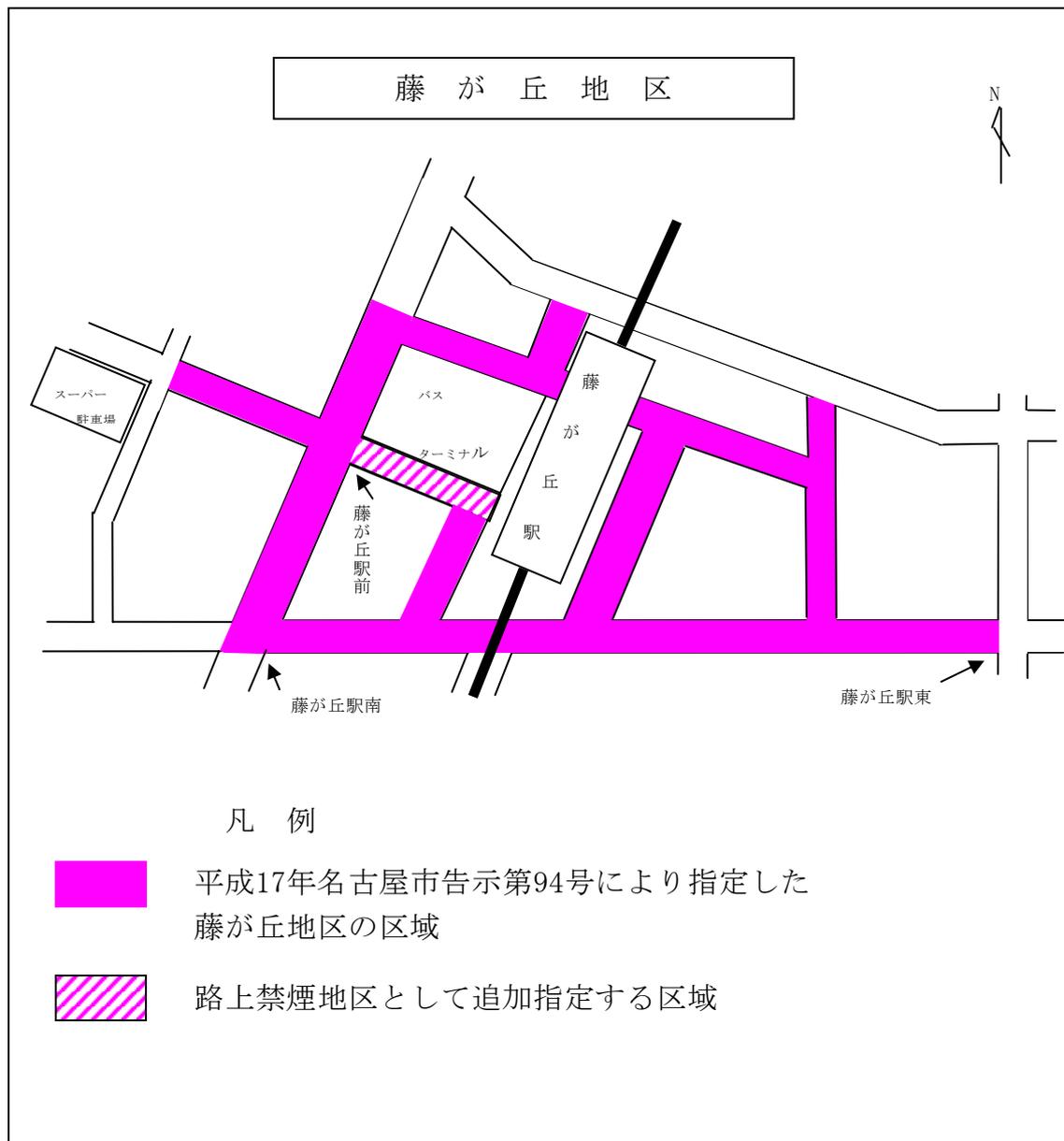
平成18年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 変更する路上禁煙地区の名称
藤が丘地区

- 2 変更内容
別図のとおり

名古屋市環境局事業部作業課



名古屋市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、外部監査人黒澤歳昭の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成18年4月25日

名古屋市監査委員 齊藤 実
 同 吉田 隆一
 同 加藤 雄也
 同 本田 俊一郎

氏名	住所	補助できる期間
近藤 克麿	愛知県刈谷市井ヶ谷町前田41番地	告示の日から 平成19年3月 31日まで
轟 芳英	東京都渋谷区恵比寿1丁目23番17-704号	
近藤 繁紀	愛知県稲沢市国府宮二丁目4番18-1402号	
坂野 健	名古屋市守山区小幡北1234番地	
下條 俊幸	岐阜県岐阜市住ノ江町2丁目10番地	
山本 亜紀	東京都北区西ヶ原4丁目11番11号	
高橋 英明	岐阜県岐阜市中西郷376番地	
鈴木 恵	愛知県東海市加木屋町丸根7番地の36	
杉村 和哉	愛知県稲沢市陸田本町153番地	

名古屋市上下水道局告示第7号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域について（平成12年名古屋市上下水道局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年5月8日から施行する。

平成18年5月2日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

表名古屋市上下水道局千種営業所の項位置の欄中「千種区覚王山通8丁目37番地」を「千種区田代町字四観音道東118番地」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局身分証明書規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

別記様式第1第1及び第2を次のように改める。

第1 (第1号関係)

(表面)

54mm	名古屋市上下水道局身分証明書	
	職員番号	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	上記の者は、名古屋市上下水道局に勤務し、下水道法第13条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。	
	有効期限	年 月 日
	名古屋市下水道事業管理者 名古屋市上下水道局長 	

23mm

31mm

顔写真

85mm

(裏面)

下水道法抜すい

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2 (第2号関係)

(表面)

54mm	名古屋市上下水道局身分証明書	
	職員番号	氏名
31mm	23mm	生年月日 年 月 日
	顔写真	上記の者は、名古屋市上下水道局に勤務し、下水道法第32条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
有効期限 年 月 日		名古屋市下水道事業管理者 名古屋市上下水道局長 
85mm		

(裏面)

下水道法抜すい
(他人の土地の立入又は一時使用)
第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

別記様式第2注を次のように改める。

注 1 身分証明書の番号記入については、第1条第3号に規定する職務に従事する職員に対して交付する身分証明書についてのみ行い、番号の上部には「徴収」の文字を付するものとする。

2 備考欄には、紛失、滅失又はき損の事由等を記入する。

附 則

1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局身分証明書規程（以下「改正後規程」という。）の規定は平成18年4月1日から適用する。

2 改正後規程の規定による身分証明書を交付された職員は、新たな身分証明書の交付以降直ちにこの規程による改正前の名古屋市上下水道局身分証明書規程の規定に基づき交付されている身分証明書を返納するものとする。

名古屋市交通局告示第7号

なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

なごや観光ルートバスの運行にあたって、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行し、なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類を次のように定めます。

平成18年4月28日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

- 1 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行します。
 - (1) 乗車券の名称
なごや観光ルートバス1DAYチケット
 - (2) 料金
ア 大人 500円
イ 小児 250円
 - (3) 有効期間
平成18年4月29日から平成19年7月30日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日（平成18年12月30日から平成19年1月1日までを除く。））に限ります。
 - (4) 発行場所
なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。
 - (5) 使用条件
なごや観光ルートバス1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

(6) 発行期間

平成18年4月29日から平成19年7月30日まで

(7) 料金の払戻し

なごや観光ルートバス1DAYチケットの払戻しは行いません。

(8) 不正使用

なごや観光ルートバス1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

(9) 様式

ア 大人券

なごや観光ルートバス
1DAYチケット
大人券 500円

当日1日限り有効

●ご乗車される年・月・日を1か所ずつコイン等で削りとり、乗車時に乗務員にお見せ下さい。
※年・月・日いずれかでも2ヶ所以上削ると無効となります。
●有効期限 平成19年 月 日まで

年 Year 18 19 (平成)

月 Month 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

日 Date 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 なごや

イ 小児券

なごや観光ルートバス
1DAYチケット
小児券 250円

当日1日限り有効

●ご乗車される年・月・日を1か所ずつコイン等で削りとり、乗車時に乗務員にお見せ下さい。
※年・月・日いずれかでも2ヶ所以上削ると無効となります。
●有効期限 平成19年 月 日まで

年 Year 18 19 (平成)

月 Month 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

日 Date 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 なごや

- 2 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	ユリカ、名古屋鉄道株式会社又は名鉄バスのSFパノラマカード、名鉄バスの昼間割引バスカード及び名古屋臨海高速鉄道株式会社のあおなみカード
特別の乗車券	普通共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無料乗車券	地下鉄・バス福祉特別乗車券及び敬老パス

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

名古屋市交通局営業本部総合企画部経営企画課

名古屋市交通局告示第8号

乗合自動車の臨時運行系統の新設及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の臨時運行系統の新設及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

平成18年4月28日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

1 新設系統

系統記号	運行区間
観光1	名古屋駅～名古屋城～徳川園

2 運行日

平成18年4月29日から平成19年7月30日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日（平成18年12月30日から平成19年1月1日までを除く。）

3 新設停留所

名称	位	置
徳川園	北行	名古屋市東区徳川町911番地先
文化のみち二葉館	北行	名古屋市東区榑木町3丁目72番地先
	南行	名古屋市東区榑木町3丁目23番地先
名古屋城	西行	名古屋市中区三の丸一丁目3番地先

4 増設停留所

名称	位	置
産業技術記念館	—	名古屋市西区則武新町四丁目101番地の1
ノリタケの森	北行	名古屋市西区則武新町三丁目102番地先
	南行	名古屋市西区菊井二丁目1917番の2地先
市役所	西行	名古屋市中区三の丸二丁目18番地先
	東行	名古屋市中区三の丸四丁目12番の2地先

5 経路

系統記号	経路
観光1	名古屋駅－産業技術記念館－ノリタケの森－名古屋城－市役所－文化のみち二葉館－徳川園

6 実施時期

平成18年4月29日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

公 告

環境影響評価法（平成 9年法律第81号）第40条第 2項の規定により適用される同法第17条第 1項の規定に基づき、名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の説明会を次のように開催します。

平成18年 5月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業
 - (2) 種類
土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 2条第 1項に規定する土地区画整理事業
 - (3) 規模
面積 147.5ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目の各全部及び秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目、東茶屋四丁目の各一部
- 4 関係地域の範囲
名古屋市
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 開催日時
平成18年 5月20日（土） 午後 2時30分開始

(2) 開催場所

名古屋市立南陽東中学校

名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の2

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

平成 18 年度名古屋市職員第 1 回採用試験（大学卒程度）公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成 18 年 5 月 2 日

名古屋市人事委員会委員長 栗原 祥彰



平成18年度
名古屋市職員第1回採用試験（大学卒程度）試験案内

平成18年 5月 2日
名古屋市人事委員会

第1次試験日 6月25日(日)
申込期間 (郵送) 5月 2日(火)から5月18日(木)までの消印のあるものが有効です。
(持参) 5月17日(水)及び5月18日(木)

この試験は、原則として学歴を問わず一定の年齢の方を対象としています。
受験資格の詳細は、「2 受験資格」に記載しています。

今年度の主な変更点

- ・消防の男女の区分を廃止します。
- ・技術のすべての試験区分、「衛生」、「獣医」及び「学校事務」の試験区分において、集団面接を行います。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容等

試験区分		採用予定人員	主な職務内容等
事務	行政一般	55名程度	・本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、国際交流、総合企画 など（ただし、「社会福祉」は、主として社会福祉施設等における生活相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護など）
	法律	55名程度	
	経済	55名程度	
	社会福祉	20名程度	
技術	土木	24名程度	・本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、地下鉄設備の新築・保守管理等、上下水道設備の保守管理等、環境保全活動の推進、水質検査・水質管理 など
	建築	6名程度	
	機械	5名程度	
	電気	3名程度	
	応用化学	6名程度	
衛生	22名程度	・主として保健所等における食品衛生又は環境衛生に関する監視、指導 など ・薬品等の試験・検査 など	
獣医	6名程度	・調剤・服薬指導又は畜産業務全般（薬剤師又は獣医師の免許取得者に限ります。） など	
研究	電子	1名程度	・研究所における試験研究、調査研究 など
	応用化学	1名程度	
	機械	1名程度	
学芸	民俗学	1名程度	・博物館又は美術館等における資料収集（見晴台考古資料館においては発掘を含みます。）、調査研究 など
	考古学	1名程度	
学校事務	10名程度	・本市の小・中学校又は養護学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）	
消防	60名程度	・消防署等における火災の予防又は鎮圧、防災、救急・救助 など （交替制勤務を含みます。また、女性は現行の法令により従事できる業務に一部制限があります。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後の配属となります。）	

(注) 採用予定人員は、現時点でのものであり、変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する方(②に該当する方は、第2回採用試験の受験申込みができません。)

- ① 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方
- ② 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成19年3月31日までに卒業見込みの方

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) それぞれの試験区分により下記に該当する方

試験区分	受験資格
衛生	<p>食品衛生監視員の資格を有する方、又は平成19年3月までに有する見込みの方</p> <p>・具体的には、次のいずれかに該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方、又は修了見込みの方 ② 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ③ 学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学もしくは農芸化学の課程を修めて卒業した方、又は卒業見込みの方 ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方、又は有する見込みの方
獣医	<p>・①又は③に該当する方は、食品衛生監視員の資格を有すること又は有する見込みであることを証明する書類(学校が発行するもの)を申込書とともに提出してください。提出書類に関して不明な点がある場合は、早めにお問い合わせください。</p>
学芸	学芸員の資格を取得している方、又は平成19年3月までに取得見込みの方
消防	日本国籍を有する方

(注)・「消防」以外の試験区分については、日本国籍を有しない方も受験できますが、採用後従事できる職務に制限があります。

- ・「消防」については、身長等の身体的条件を満たさない方は不合格となります。

3 第1次試験

(1) 試験日時 平成18年6月25日(日)
午前8時45分開場、午前9時15分着席・出席点呼

(2) 試験会場

名城大学 天白キャンパス
名古屋市立大学(山の畑校舎)
名古屋市立桜台高等学校 } のいずれか

- ・会場は受験票に記載してお知らせしますので、必ず各自で確認してください。
- ・会場付近で合否通知等を有料で受け付けている場合がありますが、当委員会とは関係ありません。

(3) 試験科目・時間・内容等

試験区分	試験科目 (配点)	時間	試験の内容
行政一般 学校事務 消防	教養試験 (180点)	9:45 } 12:45	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 択一式 知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) <35問中25問 選択解答> 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) <35問 必須解答>
上記以外 の 試験区分	教養試験 (90点)	9:45 } 12:15	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 択一式 知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) <30問中20問 選択解答> 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) <25問 必須解答>
	専門試験 (120点)	13:25 } 15:25	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験 (出題分野、解答方法等は(4)参照)

(注)・択一式の試験はOCR用紙を使用していきますので、HBの鉛筆・消しゴムを必ず用意してください。

- ・教養試験・専門試験(記述式を除く。)の例題を名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。
- ・第1次試験の合格者は、「行政一般」、「学校事務」、「消防」については教養試験の結果により、その他の試験区分については教養試験と専門試験の結果を総合して、それぞれ決定します。ただし、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない方は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

(4) 専門試験出題分野等

試験区分		出題分野等	解答方法
事務	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学	択一式 40問 全問解答 (衛生を除く。)
	経済	経済原論、財政学、経済史、経営学、経済事情、経済政策、憲法及び民法	
	社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査	
技術	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工	
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作	
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
	応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学	
衛生		物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学(生物化学) <22問 必須解答> ----- 薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学(18問) 食品化学、食品貯蔵加工学、応用微生物学、公衆衛生学、畜産物利用学(18問) <以上36問中18問 選択解答>	
獣医		家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般	
研究	電子	電子材料、微細加工・集積、応用物理、電子回路、電磁気	記述式
	応用化学	分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学、環境工学	
	機械	材料加工、金属学、材料力学、機械力学、計測・制御工学	
学芸	民俗学	博物館概論・博物館経営論・博物館資料論・博物館情報論(博物館学)、生涯学習論(社会教育概論)、日本民俗学、民具学	
	考古学	博物館概論・博物館経営論・博物館資料論・博物館情報論(博物館学)、生涯学習論(社会教育概論)、日本考古学(中近世)	

(5) 第1次試験の合格者発表 平成18年7月14日(金) (予定)

人事委員会事務局の前(市役所東庁舎1階内)に、約1週間合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知します(不合格者には通知しません)。

また、名古屋市公式ウェブサイトにも、合格者発表後約1週間、合格者の受験番号を掲載しますが、必ず掲示又は通知で確認してください。

なお、電話等による可否に関する問い合わせはご遠慮ください。

4 第2次試験

(1) 試験科目・日程・試験会場

①事務の各試験区分

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月23日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
	集団討論		

②技術の各試験区分、衛生、獣医、学校事務

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月23日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	集団面接	7月下旬～8月上旬	愛知県産業貿易館（本館）・ 名古屋市立大学(山の畑校舎)
	個別面接	8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）

個別面接は、論文試験及び集団面接の結果に基づいて、対象者を決定します。決定結果の発表については、8月上旬、人事委員会事務局の前（市役所東庁舎1階内）に、約1週間、個別面接対象者の受験番号を掲示するとともに、決定結果を問わず受験者本人に通知することにより行います。

なお、電話等による決定結果に関する問い合わせはご遠慮ください。

③研究、学芸

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月23日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
	専門面接		

④消防

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験 体力検査		7月下旬～8月中旬	名古屋市消防学校
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
身体検査		7月下旬～8月中旬	名古屋市職員健康管理センター

- ・詳しい日程・試験会場は、第1次試験合格者発表時に合格者に通知します。なお、予定会場の所在地については後掲。

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
論文試験		与えられた課題に対する記述式試験を行います。 (試験時間 60分)
口述試験	個別面接	個別面接を行います。
	集団討論 (事務のみ実施)	与えられた課題に関してグループで討論を行います。
	集団面接 (技術、衛生、獣医、 学校事務で実施)	グループごとに面接を行います。
	専門面接 (研究、学芸で実施)	専門試験出題分野に関する口述試験を個別面接で行います。
体力検査 (消防のみ実施)		職務遂行に必要な基礎体力に関する検査を行います。 〈項目〉 上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、 立ち幅とび、20mシャトルラン(往復持久走)
身体検査 (消防のみ実施)		職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査(尿検査、胸部 エックス線検査、心電図等)を行います。

(注)・直近2年に出題した論文試験及び集団討論の課題を、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

- ・第2次試験の配点は、「行政一般」、「学校事務」及び「消防」は540点、その他の試験区分は630点です。なお、身体検査は配点には含まれません。
- ・第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。ただし、第2次試験のいずれかの試験科目において一定の基準(体力検査の基準及び身体検査の身体的条件については以下を参照)に達しない方は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

〈 体力検査(消防のみ実施)の基準 〉

6項目を総合した結果が一定の基準に達しない場合は不合格となります。

また、いずれかの項目において下記の数値に満たない場合は、他の項目の記録にかかわらず不合格となります。

項目	最低基準	
	男性	女性
上体起こし(30秒間)	9回	1回
握力(左右の平均)	32kg	19kg
長座体前屈	21cm	25cm
反復横とび(20秒間)	24回	20回
立ち幅とび	143cm	98cm
20mシャトルラン(往復持久走)	12回	8回

〈 身体検査（消防のみ実施）の身体的条件 〉

下記のいずれかの身体的条件を満たさない方は不合格となります。

- ①身 長…160cm以上
- ②矯正視力…左右ともそれぞれ1.0以上（裸眼視力は問いません。）
- ③基 礎 色
の 識 別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
- ④聴 力…1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの周波数での検査結果をもとに算出した聴力レベルが両耳とも30デシベル未満
- ⑤そ の 他…消防官としての職務遂行に支障のないこと

(3) 第2次試験の合格者発表 平成18年8月25日（金）（予定）

人事委員会事務局の前（市役所東庁舎1階内）に、約1週間合格者の受験番号を掲示するとともに、合否を問わず受験者本人に通知します。

また、名古屋市公式ウェブサイトにも合格者発表後約1週間、合格者の受験番号を掲載しますが、必ず掲示又は通知で確認してください。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

5 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	総合順位 総合得点 科目別得点	各試験の合格者発表の日から 1か月間 { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:15 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	人事委員会事務局において、受験者本人が①受験票及び②運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。
第2次試験 不合格者	総合順位 総合得点		

(注)・請求できるのは受験者本人のみです。代理による請求はできません。

- ・第2次試験で1科目でも受験しなかった試験科目のある方には、試験成績を開示することができません。
- ・第2次試験合格者発表後、名古屋市公式ウェブサイトにも各試験区分の合格最低点を掲載します。

6 受験手続

(1) 申込方法

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書（写真票、受験票と一体になったもので、本案内にはさみこんである指定の用紙 又は 名古屋市公式ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙） （注）・別紙の「記入要領」を参照のうえ、記入もれ、記入誤りのないように確認をしてください。 ・本人の縦4cm×横3cmの同一の写真2枚（裏に試験区分と氏名を記入したもの）を、受験申込書の2か所に貼り付けてください。 ・日本郵政公社が発行する郵便葉書のうち通常葉書（別紙の「記入要領」を参照のうえ、受験票部分の裏に貼り付けてください。） ・食品衛生監視員の資格を有すること又は有する見込みであることを証明する書類（学校が発行するもの。「衛生」、「獣医」の申込者のうち、該当の方のみ。） 	
郵送申込	期 間	5月2日（火）から5月18日（木）までの消印有効
	送付先	〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 （住所記入不要）
方 法	<p>詳細は、別紙の「記入要領」の申込方法を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書は<u>写真票部分と受験票部分を切り取らずに封筒に入れてください。</u> ・封筒の表には「第1回受験申込」と朱書きしてください。 ・封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 ・郵送方法は指定しませんが、配達記録等の方法が確実です。 ・書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に記入のうえ、期限に余裕をもって申し込んでください。 	
持参申込	期 間	5月17日（水）及び5月18日（木） 10:00～12:00、13:00～17:15（時間厳守）
	場 所	名古屋市人事委員会事務局任用課 市役所東庁舎1階 （ <u>自家用車での来庁はご遠慮ください。</u> ）
	方 法	<p>詳細は、別紙の「記入要領」の申込方法を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を受付場所に提出して、申し込んでください。

- (注) ・受験申込は1人につき1つの試験区分に限ります。また、申込書提出後の試験区分の変更は認めません。
- ・公式ウェブサイトから申込書をプリントアウトする場合は、必ず公式ウェブサイトに記載された注意事項をよく読み、指示に従ってください。
 - ・郵便葉書は受験票として郵送する際に使用します。（したがって、持参申込みでも必要です。）
なお、封筒で受験票の郵送をご希望の方は、郵便葉書の代わりに、郵便番号・住所（受験票送付先）・氏名を記入した封筒（23cm×12cm程度の定形封筒）に80円切手を貼ったものを同封又は持参してください。

(2) 受験票の交付

郵送申込、持参申込とも6月2日（金）以降に受験票を郵送しますが、6月12日（月）までに届かない場合は、名古屋市人事委員会事務局任用課（電話052-972-3308）までお問い合わせください。

7 最終合格から採用まで

- (1) 第2次試験合格者は、試験区分ごとに、成績順に任用候補者名簿に登載されます。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ成績順に提示され、任命権者の実施する意向調査、健康診断等を経て採用者が決定されます。
なお、この名簿は確定の日から1年間有効です。
- (2) 職種によって必要とされる資格・免許が採用時までには取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- (3) 採用は、原則として平成19年4月以降となります。
- (4) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 給与

(平成18年4月1日現在)

試験区分	事務・技術など右記以外	学校事務	消防
初任給	約196,000円	約175,000円	約203,000円

- (注)・上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。ただし、交通局においては、「給料の額の特例に関する規程」に基づき5%減額されます。
- ・この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
 - ・この他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・「学校事務」は県費負担職員となり、給与、勤務時間その他の勤務条件については愛知県の条例等が適用されます。
 - ・採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

9 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

② 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 本市職員で受験を希望する方は所属長を通じて手続きをしてください。

《 平成17年度 第1回採用試験実施結果 》

試験区分		受験者数	合格者数	倍率	試験区分	受験者数	合格者数	倍率	
		(人)	(人)	(倍)			(人)	(人)	(倍)
事務	行政一般	1,048	34	30.8	衛生	71	10	7.1	
	法律	523	35	14.9	獣医	5	3	1.7	
	経済	330	33	10.0	研究	無機化学	2	1	2.0
	社会福祉	66	8	8.3		応用化学	6	1	6.0
技術	土木	119	10	11.9	機械	4	1	4.0	
	建築	17	2	8.5	学校事務	213	12	17.8	
	機械	16	2	8.0	消防	(男性)	544	49	11.1
	電気	18	1	18.0		(女性)	21	2	10.5

(注) 平成17年度は、技術(応用化学)、研究(電子)、学芸を実施していません。また、消防は男女別に区分を設けて実施しました。

＜第1次試験会場案内＞

【名城大学 天白キャンパス】

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

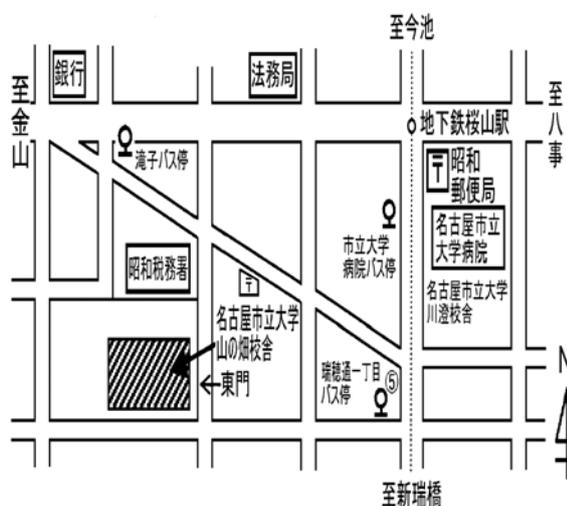
- 地下鉄鶴舞線 「塩釜口」下車
1番出口 徒歩約8分
(構内への入口は正門のみです。)



【名古屋市立大学（山の畑校舎）】

名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1番地

- 地下鉄桜通線 「桜山」下車
5番出口 徒歩約15分

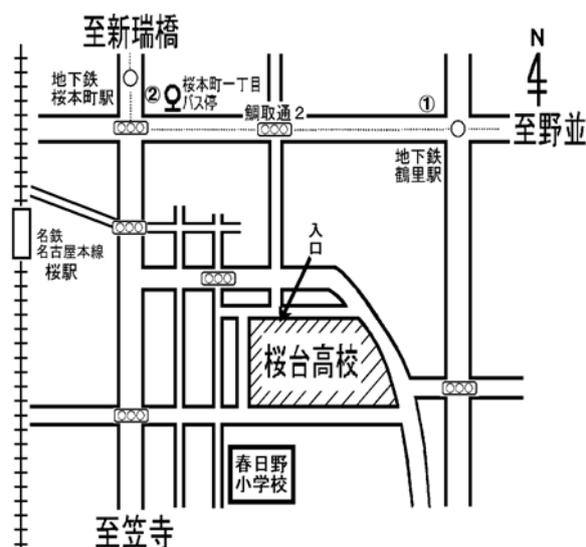


【名古屋市立桜台高等学校】

名古屋市南区霞町21番地

試験当日は上履き（スリッパ）を持参してください。

- 地下鉄桜通線 「桜本町」下車
2番出口 徒歩約7分
- 地下鉄桜通線 「鶴里」下車
1番出口 徒歩約7分



- ・試験会場に電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・試験当日は自家用車等での来場を禁止します。公共交通機関を利用してください。

＜第2次試験予定会場所在地＞

- 名古屋市立大学（山の畑校舎）・・・名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1番地
- 愛知県産業貿易館（本館）・・・名古屋市中区丸の内三丁目1番6号
- 名古屋市消防学校・・・名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地の12
- 名古屋市職員健康管理センター・・・名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

- ・試験会場に電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・試験当日は自家用車等での来場を禁止します。公共交通機関を利用してください。

・・・この試験に関するお問い合わせは・・・

名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3308

FAX 052-972-4182

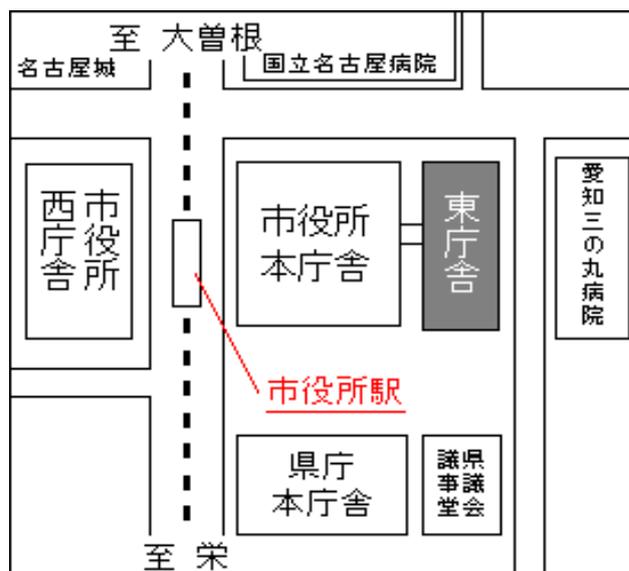
- 地下鉄名城線、市バス 「市役所」下車
名古屋市役所 東庁舎1階

市役所付近は駐車が困難なため、
自家用車での来庁はご遠慮ください。

名古屋市公式ウェブサイト

名古屋市職員採用案内トップページ

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/shokuin/shokuin/>



名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を次のように指定したので、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第17条第1号の規定により公告する。

平成18年5月2日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 指定年月日

平成18年4月17日

2 指定した者の指定番号、名称、代表者及び所在地

指定番号	名 称	代表者	所 在 地
1029	有限会社ライフ・オオナカ	太中 虎昭	愛知県瀬戸市城ヶ根町16番地の12
1030	株式会社愛北製作所	荒深 修	愛知県北名古屋市宇福寺神明34
1031	酒井設備	酒井 貴之	名古屋市守山区大森北二丁目813番地
1032	ホリ設備	堀口 光男	愛知県清須市清洲1087番地3
1033	土谷水道工業所	土谷 弘	名古屋市西区比良一丁目352番地

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定をしたので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成18年5月2日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 指定年月日

平成18年4月17日

2 指定した者の指定番号、商号、代表者及び所在地

指定番号	商号	代表者	所在地
1028	株式会社水野組	水野 鉦二	愛知県常滑市金山字大屋敷15番地の2
1031	酒井設備	酒井 貴之	名古屋市守山区大森北二丁目813番地
1033	土谷水道工業所	土谷 弘	名古屋市西区比良一丁目352番地
860	佐藤配管株式会社	佐藤 実知夫	愛知県愛西市日置町1149番地

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第17条第2号の規定により公告する。

平成18年5月2日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第252号
- (2) 名 称 株式会社相川工業所
- (3) 代 表 者 相川 好夫
- (4) 所 在 地 名古屋市熱田区池内町3番21号
- (5) 廃止年月日 平成18年3月23日

2 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第561号
- (2) 名 称 ヤサカ水道商会
- (3) 代 表 者 佐藤 高司
- (4) 所 在 地 名古屋市西区名西一丁目21番17号
- (5) 廃止年月日 平成18年3月23日

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成18年5月2日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 事業を廃止した指定排水設備工事店

- (1) 指 定 番 号 第252号
- (2) 商 号 株式会社相川工業所
- (3) 代 表 者 相川 好夫
- (4) 所 在 地 名古屋市熱田区池内町3番21号
- (5) 廃止年月日 平成18年3月23日

2 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

- (1) 指 定 番 号 第561号
- (2) 商 号 ヤサカ水道商会
- (3) 代 表 者 佐藤 高司
- (4) 所 在 地 名古屋市西区名西一丁目21番17号
- (5) 廃止年月日 平成18年3月23日

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を
平成 18 年 4 月 24 日 懲戒処分に付した。

平成 18 年 4 月 24 日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
市立学校教諭	減給 10 分の 1 1 か月	地方公務員法第 29 条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を
平成18年4月24日 懲戒処分に付した。

平成18年4月24日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
市立学校教諭	戒 告	地方公務員法第29条第1項 第1号、第2号及び第3号

正

誤

平成18年 4月 5日付名古屋市公報第 652号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
866	上下水道局管理規程第4号 別表第 3事業執行関係の 表主管部長の欄第56号及 び第57号の改正中	浄水部長	施設管理部長